令和５年６月１４日

保 護 者 各 位

青森県立大湊高等学校
校　長　　千葉　栄美

新型コロナウイルス感染症に係る出席停止について（お知らせ）

初夏の候、保護者の皆様におかれましては御健勝のことと存じ上げます。
また、日頃から本校の教育活動に御協力いただいておりますこと、感謝申し上げます。
さて、新型コロナウイルス感染症が５月８日付けで５類感染症に移行し、県立学校における新型コロナウイルス感染症対策も同日をもって変更となりました。
そのため、新型コロナウイルス感染症に係る出席停止について、以下のようにさせていただいております。
何とぞ御理解くださいますよう、お願い申し上げます。

記

１　医師の診断により陽性が判明した場合について、出席停止とします。その際、次のようになります。
（１）有症状患者の場合
　発症日を０日目として５日間経過し、かつ、症状軽快後２４時間経過後、６日目から登校可能とします。ただし、発症から１０日を経過するまでは、当該生徒に対してマスクの着用を推奨します。
（２）無症状患者の場合
　検体採取日を０日目として６日目から登校可能とします。ただし、検体採取日から７日を経過するまでは、当該生徒に対してマスクの着用を推奨します。

２　出席停止届を提出する際は、病院を受診したときの領収書など、医師の診断により陽性が判明したことを証明する書類と学校感染症連絡票を添付してください。

何か御不明な点がございましたら、担任まで御連絡ください。